

## 第3章 基本計画

### 1. 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

平成19年度に市が実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）によると、家庭や職場、地域等の様々な分野において男女の地位が平等になっているかどうかを尋ねたところ、「家庭生活」「職場」「法律や制度」「地域社会」「政治の場」「しきたりや習慣」の分野では“男性が優遇されている”と回答する人が多くなっています。

“平等である”という評価がされている「学校教育の場」において、今後力を入れるべき内容は「異性を思いやる気持ちの大切さを教える心の教育の充実」「男女ともに家事や育児について学習の推進」が求められています。

また、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方については、男性は“そう思う”が最も多く、女性は“どちらとも言えない”が最も多く、男女によってやや傾向が異なります。

女性の人権が尊重されていないと感じるのは、「家庭での家事・育児が女性の仕事としておしつけられている」が男女ともに最も多くなっています。

これらの結果から、家庭、職場、地域、政治の場といった社会のあらゆる場面において、男女の不平等を感じていることが明らかになりました。このような男女の不平等感を解消し、さらに男女共同参画を進めていくために、男女共同参画について、わかりやすく、具体的に意識啓発を行うことが重要です。

アンケート調査では、配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）を受けた経験について尋ねたところ、身体的な暴力や言葉による暴力の経験のある人が2割弱いました。男性にも、女性にも被害者はいますが、女性の方がやや多い状況です。ドメスティック・バイオレンスをはじめとする様々な暴力の根絶は、心身ともに健康で安心して暮らすために必要なことです。

このため、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする様々な暴力に関する意識啓発を充実するとともに、相談や救済体制を充実することが重要です。

図1 分野別男女の地位評価

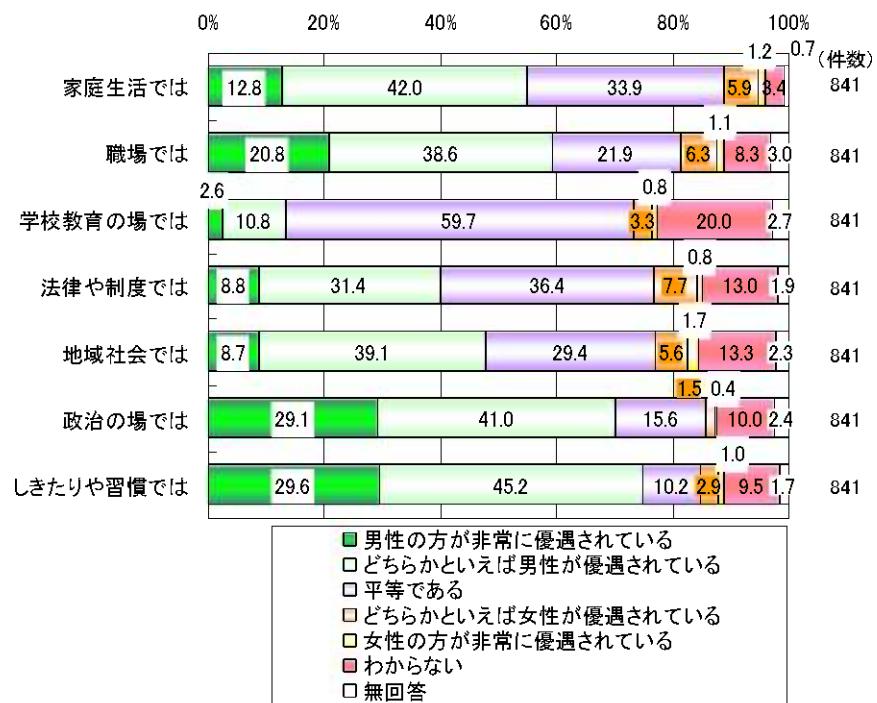


図2 学校教育で力を入れるべきこと

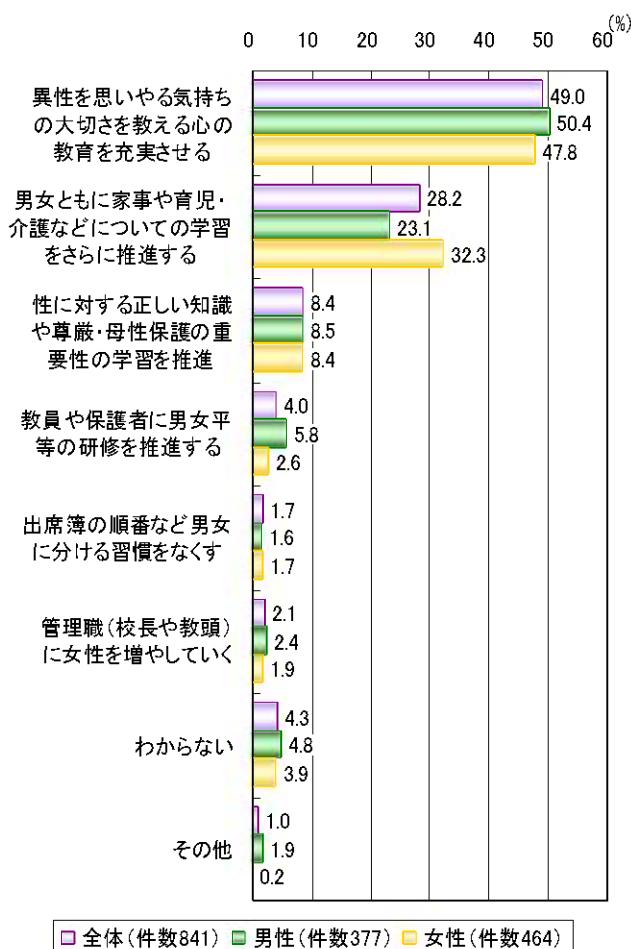


図3 性別役割分担意識

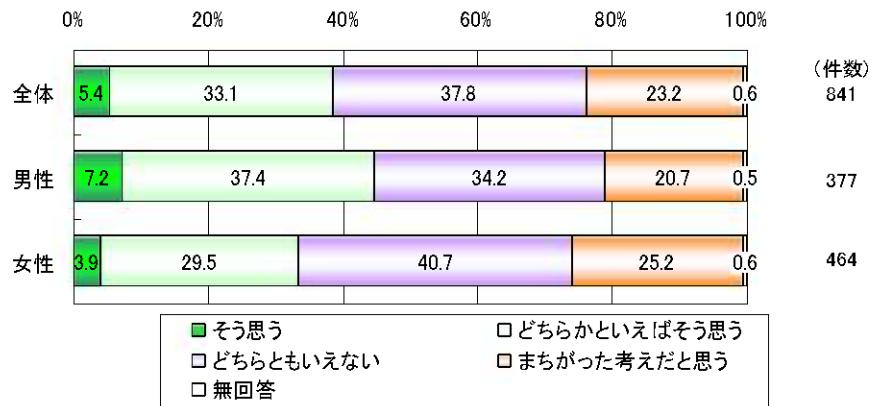


図4 女性の人権が尊重されていないと感じること

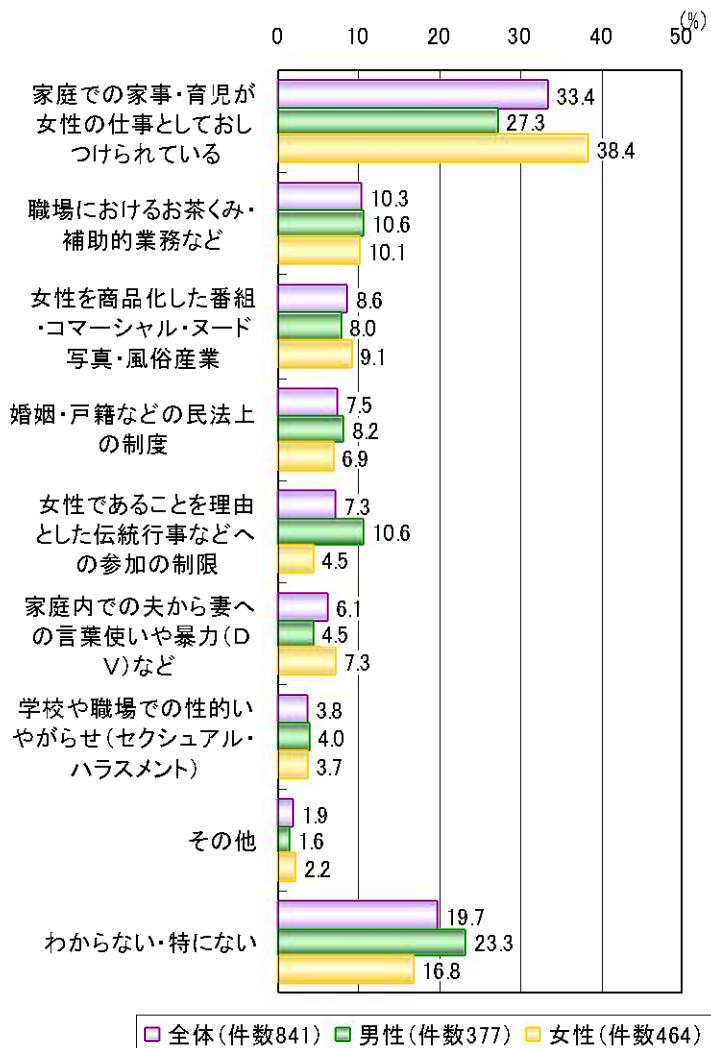
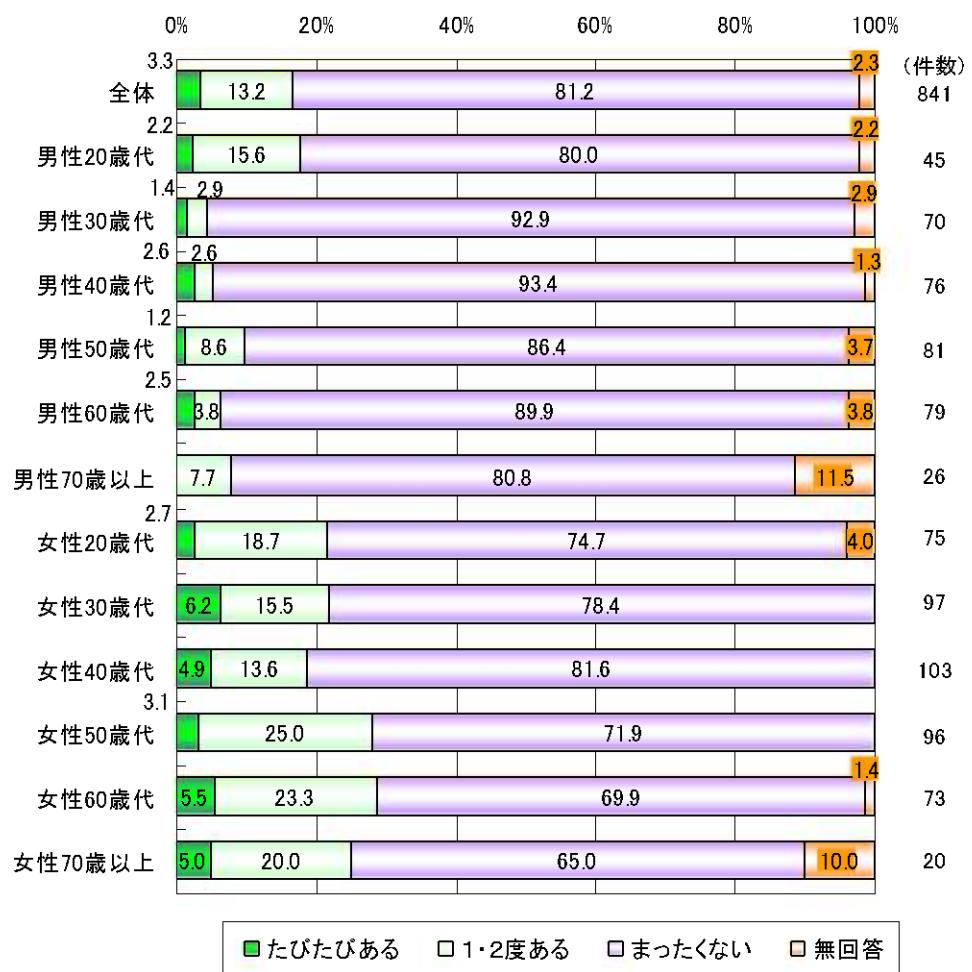


図5 配偶者等からの暴力を受けた経験



## 1－1 人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、男女がともに個人としての尊厳を重んぜられること、性別による差別的な取り扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の個人の人権が尊重されることが基本です。このため、人権に関する相談事業、啓発活動、学習講座などの充実を図り、あらゆる場面を活用して啓発に努めます。

### 【施策の方向】

#### ● 人権に関する啓発活動の推進

---

市民を対象に広く人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発活動を推進します。

[主な担当課]

---

社会福祉課

#### ● 人権教育の推進

---

学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育において人権問題をテーマに研究会や講演会・講座等を開催します。

12月4日から12月10日の「人権週間」には、人権尊重の大切さを呼び掛け、明るく住みよい社会づくりを進めます。

[主な担当課]

---

社会福祉課 学校教育課 高齢福祉課 生涯学習課

#### ● 人権相談窓口の充実

---

毎月1回（第2水曜日）に人権擁護委員による人権よろず相談を実施するとともに、随時人権に関する相談に応じます。

[主な担当課]

---

社会福祉課

## 1-2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

市民一人ひとりが「男女共同参画」について正しく内容を理解し、男女がともに個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、啓発活動を充実します。

### 【施策の方向】

#### ● 広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進

男女共同参画について市民の理解や意識向上を図るため、広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。

##### [主な担当課]

人事秘書課

#### ● 男女共同参画に関する講演会等の開催

男女共同参画社会の実現をテーマに、講演会等を開催し、市民の理解を深め、男女共同参画を推進する意識の醸成を図ります。講演会等の企画、運営については、女性の会をはじめ、市民や市民団体との協働により企画、運営を行います。

##### [主な担当課]

生涯学習課

#### ● 広報物のガイドラインの作成

市が発行する広報、刊行物について、性別に偏らない表現、性別によるイメージを固定化しない表現、男女の対等な関係の表現等に留意し、男女共同参画社会の実現へ寄与するために、ガイドラインを作成し、その活用を図ります。

##### [主な担当課]

人事秘書課 生涯学習課

## 1-3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現には、次代を担う子どもたちの人権や男女平等意識を身につけることが重要です。このため、学校教育の場において、子どもの発達段階に応じて男女平等観の形成を図り、自立の意識を育み、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育を推進します。

また、子どもだけでなく大人も生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等の意識を高め、男女共同参画に関する正しい意識を持つことができるよう学習機会の充実を図ります。

### 【施策の方向】

#### ● 学校等における男女平等を推進する教育の充実

---

学校等において人権尊重や男女平等意識を育み、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図ります。

また、子どもを指導する立場である教職員等に対しても意識啓発を図ります。

##### [主な担当課]

---

学校教育課

#### ● 男女共同参画に関する学習機会の充実

---

市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、学べるように、生涯学習講座や家庭教育講座の開催など学習機会の充実を図ります。

##### [主な担当課]

---

生涯学習課

## 1-4 女性等に対する暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスをはじめ、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、パワー・ハラスメント等、あらゆる暴力を根絶するために、市民への啓発を図ります。

さらに、相談窓口の充実や被害者の保護や自立支援対策を充実し、問題解決ができるよう関係機関と連携し、施策の充実を図ります。

### 【施策の方向】

#### ● 女性等に対する暴力を根絶するための啓発の充実

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワー・ハラスメント<sup>※1</sup>等、主に女性が被害者となる暴力についての市民の認識を高めるための広報、啓発活動を図ります。

また、児童虐待や高齢者虐待等、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図ります。

##### [主な担当課]

子育て支援課 高齢福祉課 産業課 人事秘書課

#### ● 被害者の相談・支援の充実

相談体制の充実を図るとともに、被害者を救済し、自立を支援するために、関係機関との連携強化に努めます。

ドメスティック・バイオレンスの被害者については、その内容により、被害者を一時保護し、加害者から離れて、自立して生活できるように関係機関と連携し、施設の入所、就職の斡旋等を行います。

##### [主な担当課]

子育て支援課

#### ● 児童虐待防止連絡協議会の設置・運営事業の推進

子育て支援課に家庭相談室を設置し、平日午前9時～午後4時まで家庭相談員が相談を実施します。また要保護児童対策地域協議会も設置し、関係機関との連携の強化、虐待防止等のための必要な体制の整備に努めます。

##### [主な担当課]

子育て支援課

##### ※1 パワー・ハラスメント

権力いやがらせのこと。会社などで上司が部下に対して、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

## 2. 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

---

現在、清須市の審議会等への女性の登用率は27.9%（平成20年4月1日現在）、行政委員会への女性の登用率は10.8%、議会における女性比率は16.7%であり、国がめざす社会のあらゆる分野において少なくとも女性の占める比率が30%程度という目標と比べて達成できている部分もありますが、発展途上の分野もあります。

男女共同参画社会の実現のためには、政策・方針決定過程への男女の共同参画が必要です。今後とも様々な分野において男性も女性も積極的に参画できるような意識づくりと環境づくりが必要です。

### 2-1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

市のあらゆる政策または方針の立案・決定に、男女ともに参画する環境づくりを行うため、附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に推進し、国が示す「2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性の占める割合が少なくとも30%程度」という目標の達成をめざします。

多様な分野に積極的に参画していくことができるよう人材の育成と確保に努めます。

#### 【施策の方向】

##### ● 附属機関、委員会等への女性委員登用の推進

---

市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めていきます。また、登用状況を定期的に調査及び公表します。

[主な担当課]

全ての課

##### ● 人材の育成と確保

---

男女共同参画の視点に立って活動できる人材の育成と確保を図ります。

[主な担当課]

生涯学習課

### 3. 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

---

アンケート調査において、日常的な家事は男女のどちらか一方が行っていると回答する項目が多くあります。ほとんどの項目で「分担してやっている」は1～2割程度であり、主に女性が担っていることがわかります。家事等の役割分担は各家庭で話し合って進めていくことであり、この意思決定に男女が共に参画できることが重要です。

また、地域活動については、「している」は4割弱にとどまっている現状です。地域活動を行っている人の中でもその活動内容については男女でやや違いがあります。

男性はもっと地域活動や家庭生活における活動に参画する必要があるという考え方には、約半数の人が「そう思う」と回答しています。

国が策定した「男女共同参画基本計画（第2次）」においては、「新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進」が掲げられ、まちづくりをはじめとする様々な活動への取り組みが求められています。

地域においては、核家族化や少子高齢化が進み、人間関係も希薄化している中で、家庭や地域における子育てや介護の機能の低下が問題になっています。これらの課題の解決のためにも、男女がそれぞれの能力を発揮することが必要です。特に、これまで男女共同参画が進んでいなかった防災、環境、まちづくり等の分野においては、男女が協力して取り組んでいくことが重要です。

図6 日常的な仕事の分担状況

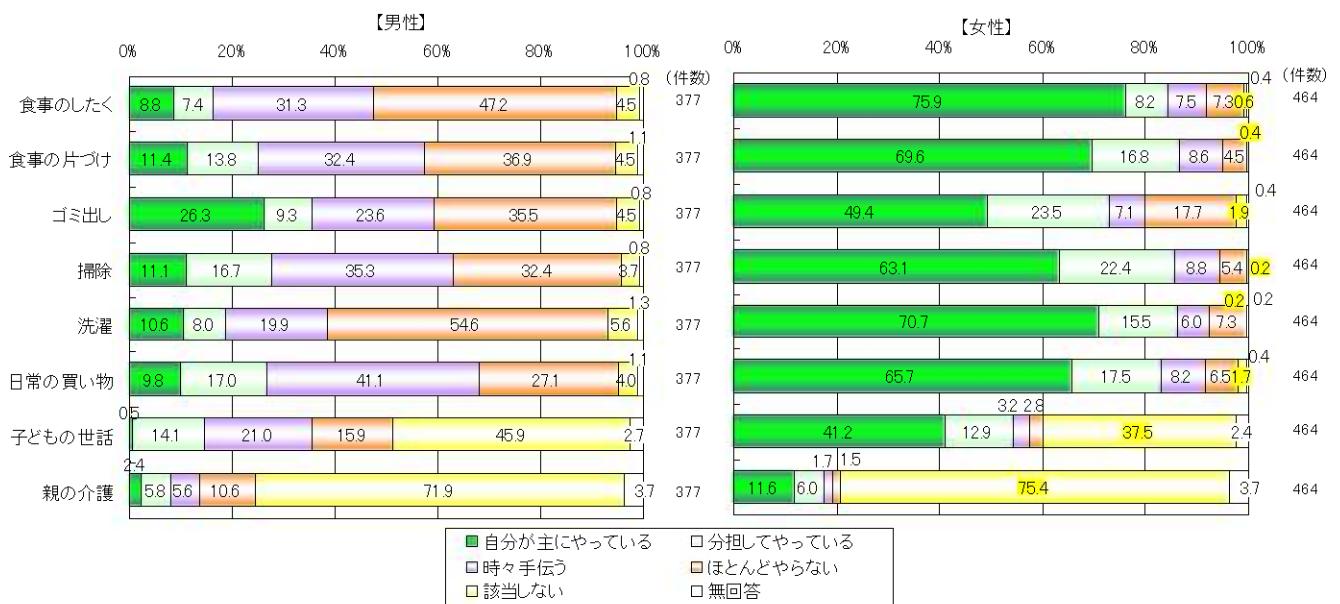


図7 地域活動の有無

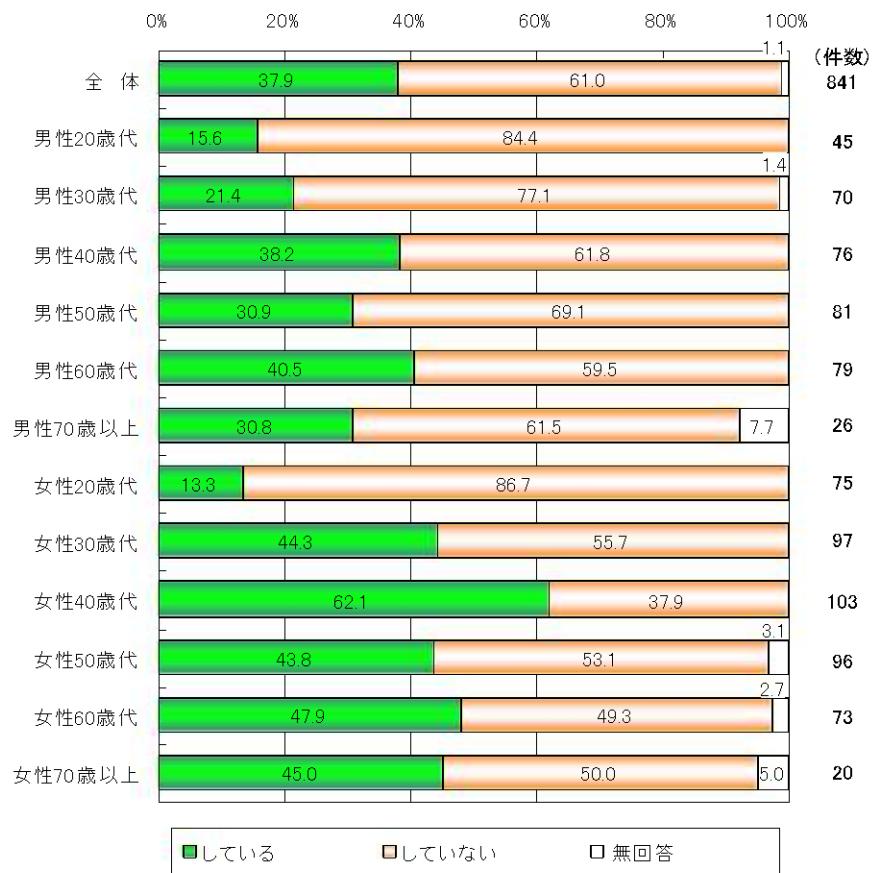


図8 行っている地域活動の内容

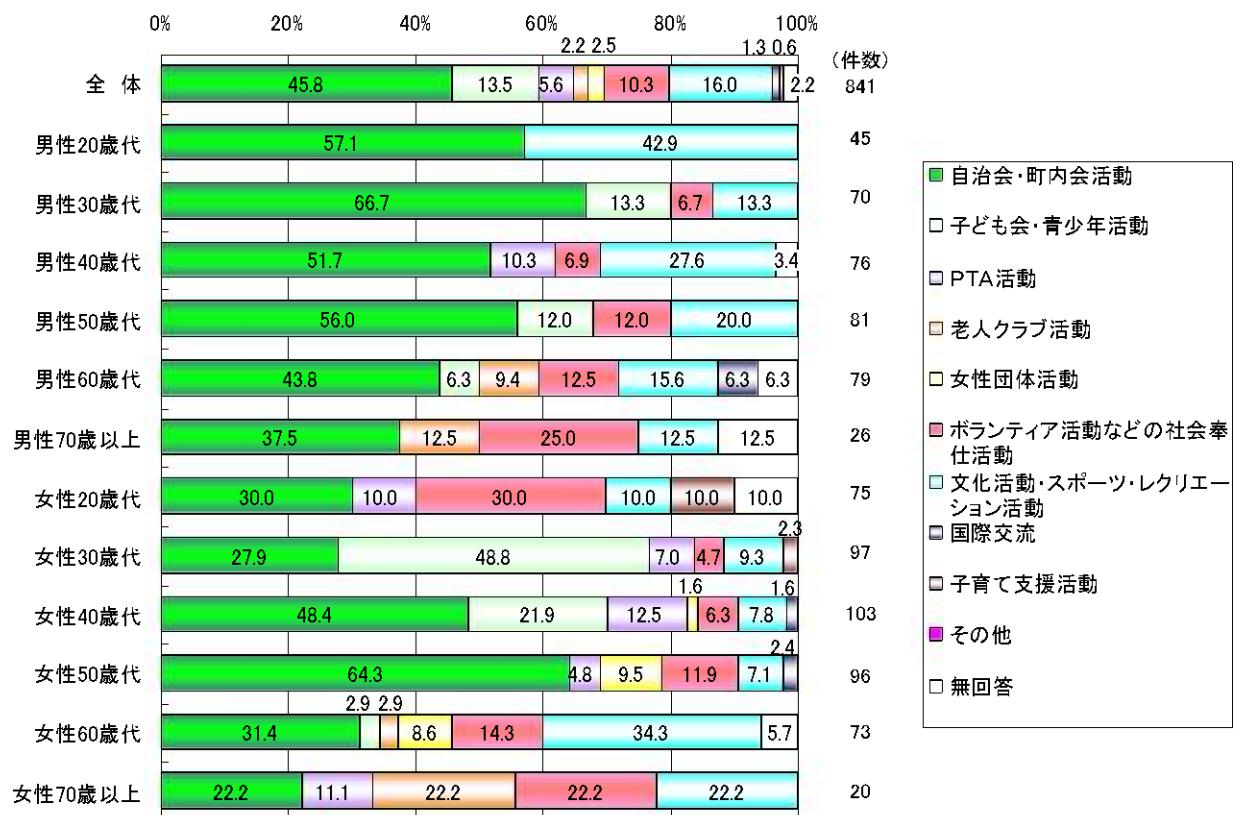
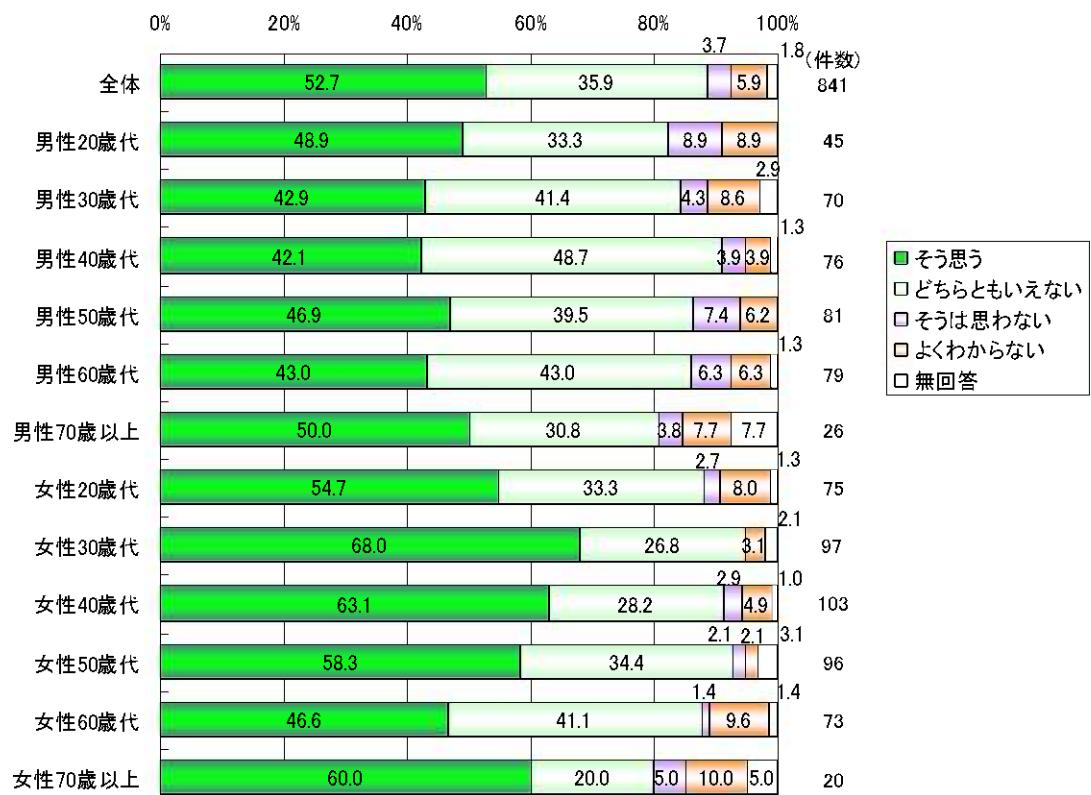


図9 男性の地域活動・家庭生活への参画の必要性



## 3-1 家庭や地域における男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現のためには、男女が家庭や地域の一員として、ともによりよい家庭・地域づくりにおいて協力し、責任を担うことが重要です。家庭生活や地域において男女共同参画についてともに考え、様々な活動に協力して取り組めるよう支援します。

### 【施策の方向】

#### ● 家庭生活における男女共同参画の促進

---

家庭において男女がともに家事、育児、介護等について協力して取り組むことができるよう情報提供や啓発を行います。

##### [主な担当課]

子育て支援課 生涯学習課

#### ● 地域活動等への参画の促進

---

男女がともに様々な地域活動へ参画できるよう、啓発等を行います。

##### [主な担当課]

防災行政課 高齢福祉課 生涯学習課

## 3-2 新たな分野への男女共同参画の推進

防災や環境、まちづくり等の日常生活に密接に関わる課題について、活動の活発化や新たな発展をめざし、男女がともに考え、協力して取り組めるよう支援します。

### 【施策の方向】

#### ● 男女共同参画の視点にたったまちづくりの推進

---

防災対策や環境問題、地域の活性化等について男女それぞれの視点を活かした取り組みや情報提供等の支援を行います。

##### [主な担当課]

防災行政課 産業課 生涯学習課

## 4. 男女がともに働きやすい就業環境の実現

---

男女雇用機会均等法の改正、育児・介護休業法の制定等、制度的には就労環境の男女平等が進められてきていますが、職場において“男性が優遇されている”という意見が半数を超えるなど、実際の就労環境において男女ともに働きやすい環境であるとは言えない状況です。

アンケート調査において、男女共同参画社会を形成していくために必要なこととしては「育児後の女性に対する再就職の支援と働き続けるための支援体制」が最も多くなっています。女性が働き続けるための支援への期待が高くなっています。

女性が働き続ける環境をつくるためには、「職業と家庭の両立に職場が理解し協力する」「夫や家族が理解し協力する」といった周囲の理解が必要という意見が多くなっています。それに続いて、「育児・保育に対する支援や施設サービスを充実させる」「育児・介護休業制度を定着させる」といったサービスや制度の充実が求められています。

男女ともに、仕事と家庭や地域活動とのバランスのとれた生活を確保するためには、労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態等、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）への取り組みが必要です。そのためには、一人ひとりの意識啓発とともに、事業者の理解、協力を得ながら就労環境の改善を進めていく必要があります。

図10 男女共同参画の実現のために

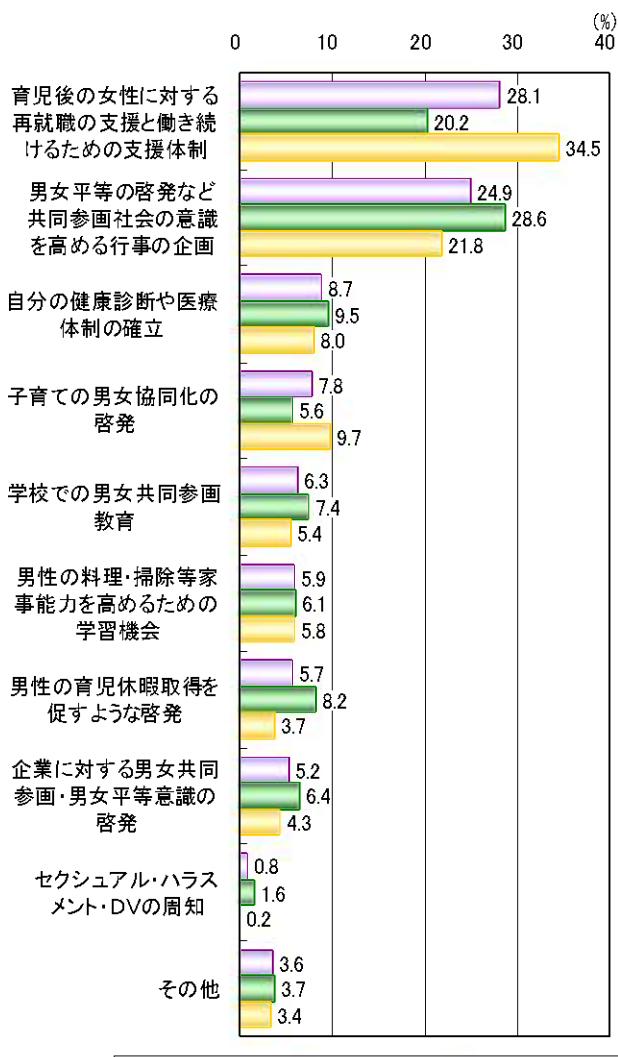
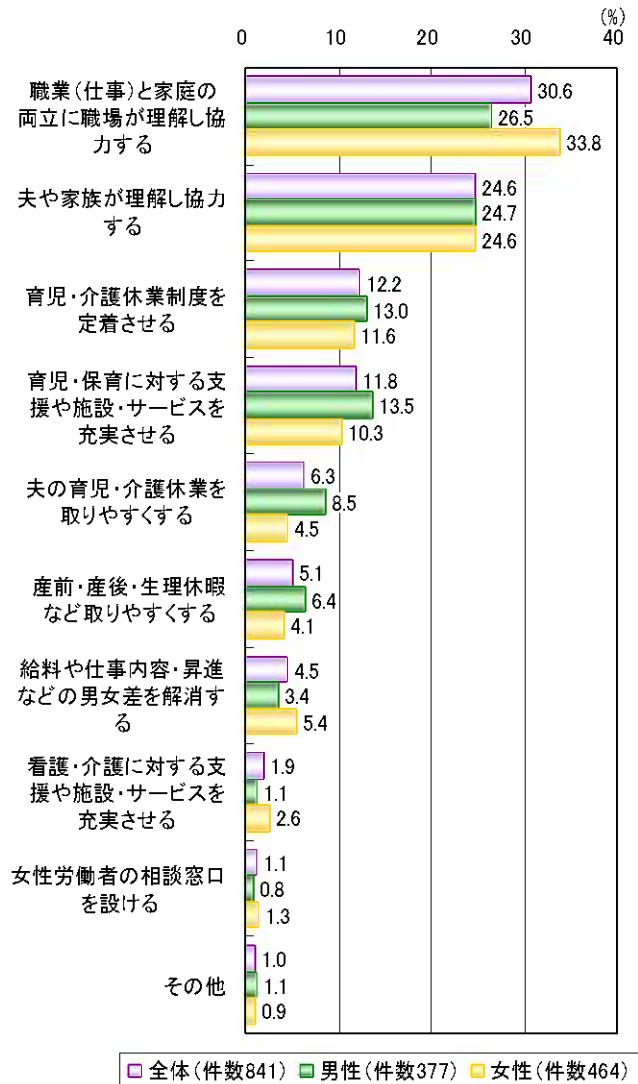


図11 女性が働き続けるために必要なこと



## **4-1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進**

男女が、仕事や子育て、介護、地域活動など様々な活動をやりがいや充実感を感じながら、自分の希望するバランスで行う、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。

### **【施策の方向】**

#### **● 多様な働き方に関する情報提供・意識啓発の推進**

---

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現ができるよう、多様な働き方に関して、関係機関と連携し、就業者、事業者に対する情報提供や意識啓発を行います。

また、就労に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供、啓発を行います。

#### **[主な担当課]**

産業課

#### **● 仕事と家庭・地域生活との両立の支援**

---

男女がともに子育てや介護を行うことができるよう、保育サービスをはじめとする子育て支援サービスや介護サービス等の充実を行うとともに、育児・介護休業制度が利用しやすいものとなるように事業者に働きかけを行い、仕事と家庭・地域生活が両立できるようなサービス、支援の充実を図ります。

#### **[主な担当課]**

子育て支援課 高齢福祉課 産業課

## 4-2 雇用の分野における男女平等の推進

国や県、関係機関等との連携を図り、事業主に対して男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の周知に努め、労働条件の改善及び雇用、就労の場における男女平等が実現されるよう情報提供を充実します。

農業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう啓発や情報提供を充実します。

### 【施策の方向】

#### ● 男女の均等な雇用機会の確保と推進

---

国や県、関係機関等との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の趣旨の周知を図り、適切な運用への働きかけを行います。

[主な担当課]

産業課

#### ● 農業・自営業者における労働環境の改善

---

農業や自営業に従事する家族従業者の労働条件や待遇等の改善に関する「家族経営協定」等の情報提供や啓発を行います。また、共同経営をしている女性も認定農業者として経営に参画することができる制度の普及を推進します。

[主な担当課]

産業課

### **4-3 女性のチャレンジ支援**

女性がその能力を十分に発揮するため、研修等に参加するよう意識啓発や情報の提供等の働きかけを行います。

また、結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望する場合に、職業能力の向上、就労情報等の情報提供を行います。

#### **【施策の方向】**

##### **● 職業能力の向上や再就職への支援**

---

関係機関と連携し、女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等や再就職へのチャレンジを支援するための情報提供を行います。

##### **[主な担当課]**

---

産業課 生涯学習課

## 5. 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

---

男女共同参画社会の実現には、男女が生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることは非常に重要です。特に、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期には、一人ひとりがライフステージに応じて健康の管理、保持、増進を進めていくことが重要です。健康の問題は性別による機能の違いがあることから、男女が互いに身体的な特性を理解し、思いやりを持って生きていくことが重要です。

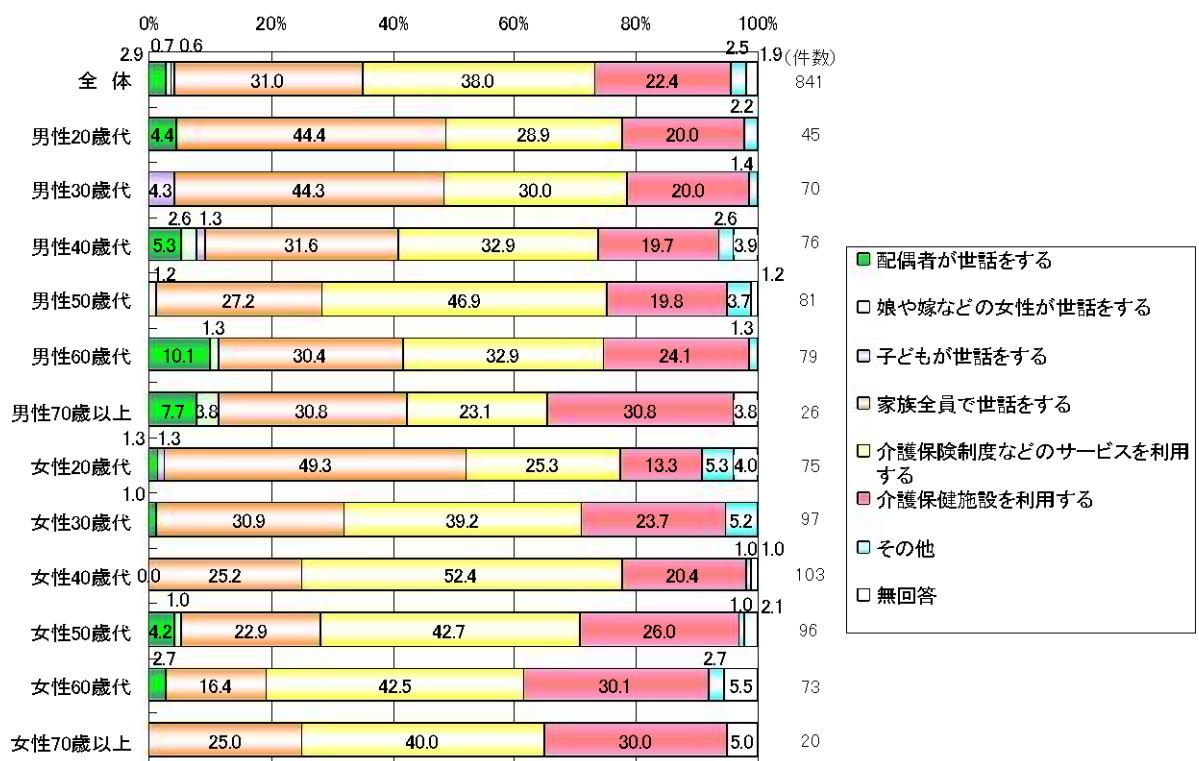
また、高齢化が進展するなかで、介護を必要とする高齢者も増加傾向にあります。高齢者や障害者に対する福祉サービスは充実し、自立した生活を支援するための施策が行われてきています。高齢者や障害者の介護は女性が担っている場合が多いため、福祉の充実とともに、介護等においても男女共同参画を進めていくことが重要です。

アンケート調査においては、家族等の介護の担当について「男性も関わるべきだと思う」が7割を超えていました。さらに高齢者の介護については「家族全員で世話をする」「介護保険制度等のサービスを利用する」「介護保険施設を利用する」が多くなっており、家族全員で支えること、公的なサービスの充実が求められています。

図 12 家族等の介護の担当について



図 13 望ましい介護の方法



## 5-1 安心して生活できる福祉サービスの充実

様々な福祉サービスを充実し、高齢者や障害者、ひとり親家庭等、支援が必要な市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。

### 【施策の方向】

#### ● 高齢者の自立の支援

---

男女がいつまでも健やかではつらつと暮らせるよう介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、高齢者が自立した生活をおくれるよう支援します。

##### [主な担当課]

高齢福祉課

#### ● 障害者の自立の支援

---

障害者の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう障害の程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。

##### [主な担当課]

社会福祉課

#### ● ひとり親家庭への支援の充実

---

ひとり親家庭への相談や経済的支援を行い、生活の安定と自立した生活をおくれるよう福祉サービスの充実を図ります。

##### [主な担当課]

子育て支援課

## 5-2 生涯を通じた健康づくりへの支援

男女が、それぞれの年齢や健康状態に応じて適切な自己管理ができるように健康意識を高め、各種健康診査等の充実を図り、様々な取り組みを支援していきます。

さらに、女性の妊娠、出産について、安心して、子どもを産み育てることができるよう、教室の開催や相談窓口、健康診査の充実を図ります。

### 【施策の方向】

#### ● 男女の健康づくりへの支援

---

生涯にわたって健康で過ごせるように、健康に関する意識を高める意識啓発や健康教室、健康相談、各種健康診査、検診を実施し、またその内容の充実を図り、性別や年齢に応じて、市民一人ひとりが日常的に健康づくりに取り組めるよう関係機関と連携を図り、支援します。

##### [主な担当課]

---

健康推進課

#### ● 母子の健康づくりへの支援

---

妊娠・出産期における女性の各種健康診査や保健指導、相談等を充実し、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援します。

##### [主な担当課]

---

健康推進課